

大谷中学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、大谷中学校PTAと言う。
第2条 この会の事務局を大谷中学校におく。

第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は、保護者と学校と地域が協働して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。
第4条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。
(1) よい保護者、よい教職員として規範となるよう努める。
(2) 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の生活を指導・支援する。
(3) 公教育の充実に努める。
(4) 生徒の教育環境の整備に努める。

第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする社会教育団体として、次の方針に従って活動する。
(1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関に協力する。
(2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
(3) この会、又は、この会の役員の名で公私の選挙候補者を推薦しない。
(4) 学校の人事・予算、その他管理には干渉しない。
(5) 個人情報の取り扱いについては、別に規定を定める。

第4章 会員

- 第6条 この会の会員は会則・活動の趣旨に同意を得た保護者・教職員で構成する。
(1) 大谷中学校に在籍する生徒の保護者、世帯、又はこれに代わる者。
(2) 大谷中学校の教職員。
第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
2 会費は、月額200円とする。事情により、運営委員会の承認を得て、これを減免することが出来る。
3 会費の徴収は、年1回6月に行う。
4 年度途中の転入・転出者の会費は、1ヶ月単位で計算する。
5 年度途中の転入者は翌月分から、転出者は転出の月まで会費を徴収する。
第8条 会員の活動については、すべての生徒・保護者・学校が平等の権利を有する。
第9条 この会は、海老名市PTA連絡協議会の会員となる。

第5章 経理

- 第10条 この会の活動に要する経費は、会費・寄附金及びその他の収入によって支弁する。
第11条 この会の経理は総会において議決された予算にもとづいて行う。
第12条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
第13条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 組 織

第14条 この会の組織は次の通りとする。

- (1) 運営委員会
- (2) 特別委員会

第15条 この会の議決機関は次の通りとする。

- (1) 総 会
- (2) 運営委員会

第7章 総 会

第16条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

2 定期総会は、4月開催を原則とする。

3 総会（書面または電磁的方法も含む）は、会員の5分の1以上の参加がなければ、議事に関して議決（書面による場合は議決権行使の手配を含む）することはできない。但し、対面総会は委任状を含むこととする。

4 総会における議事の議決は、参加者の過半数とする。

第17条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、又は、会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

第8章 役 員

第18条 この会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 書 記
- (4) 会 計
- (5) 企画運営担当の長

但し、書記及び会計各1名は教職員から選出するものとする。

第19条 役員は、運営委員会が会員より選出し、総会の承認を得て決定する。

第20条 役員の任期は、1ケ年とする。但し、再選を妨げない。

第21条 会長は、次の職を行う。

- (1) この会を総括し、総会・運営委員会を招集し、意見を述べることができる。
- (2) この会の活動に必要なボランティア人員をいつでも募集することができる。
- (3) 運営委員会にはかり、会の向上・発展に功績があった者を表彰することができる。
- (4) 教職員の転退職のとき、別に定めるところにより、記念品を贈ることができる。
- (5) 別に定めるところにより、会員又はその家族に弔慰金、見舞金を贈ることができる。

第22条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

2 運営委員会の議長を務める。

第23条 書記は総会・運営委員会の議事ならびに重要事項を記録し、この会の庶務を行う。

第24条 会計は、会計事務を処理し、会計監査を経て、総会において収支の決算を報告する。

2 この会の財産を管理保管する。

第9章 会計監査委員

第25条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置く。

第26条 会計監査委員は、運営委員会が会員中より指名し、総会の承認を得て決定する。

2 委員の任期は、1ケ年とする。

第27条 会計監査委員は、必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。

第10章 運営委員会

第28条 運営委員会は、校長（教頭）、役員をもって構成する。

- 2 総会に提出する議案を審議し、連絡調整を図る。
- 3 審議事項に関する意見を聞くために構成員以外の会員の出席を求めることができる。
- 4 予算委員会は、次年度の活動計画案及び収支予算案を審議し、総会に提出する。
- 5 予算審議を行う。

第29条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

- 2 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関として位置づける。
- 3 運営委員会は、構成員の3分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することが出来ない。
- 4 議決は出席者の過半数とする。

第11章 特別委員会

第30条 予算委員会、周年行事实行委員会のほか、この会の活動に必要と認められる場合は、運営委員会の承認を得て、特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会の委員は、会長の推薦により選出され、会長が委嘱する。
- 3 特別委員会は、任務が終了したとき解散する。

第12章 改正

第31条 この会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

附則	1. 本規約は、昭和55年7月17日制定	11. 平成24年10月6日一部改正
	2. 平成11年4月23日一部改正	12. 平成28年4月22日一部改正
	3. 平成13年4月21日一部改正	13. 平成30年4月20日一部改正
	4. 平成14年4月27日一部改正	14. 平成31年4月19日一部改正
	5. 平成16年4月24日一部改正	15. 令和05年4月27日一部改正
	6. 平成17年4月23日一部改正	16. 令和06年4月25日一部改正
	7. 平成18年4月22日一部改正	17. 令和07年3月03日一部改正
	8. 平成19年4月21日一部改正	
	9. 平成22年3月06日一部改正	
	10. 平成23年4月01日一部改正	

雑則

第1条 教職員の転退職に関する記念品。

- (1) 教職員の退職については五千円程度、転勤については三千円程度の記念品を贈る。

第2条 慶事について

- (1) 教職員の結婚については、五千円程度の記念品を贈る。

第3条 弔事について

- (1) 会員又はその配偶者が死亡したときは、供花、および香典。

(2) 会員の本校在学中の子が死亡したときは、供花、および香典。

第4条 その他の慶弔については役員会を経て、臨機に定める。

第5条 返礼は受けないものとする。

附則 1. 本雑則は、昭和55年7月17日制定

2. 平成11年4月23日改訂

3. 平成13年4月21日改訂

4. 平成19年4月21日改訂

5. 令和07年3月03日改訂